

職業紹介契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と株式会社松本光春商店（以下、「乙」という）とは、乙から甲への人材紹介サービスに関し、次のとおり契約を締結する。

（活動事項）

第1条 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。ただし、取扱職種は、全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）、取り扱い地域は国内とする。

- (1) 甲が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言

（人材の紹介）

第2条 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

（採用選考）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。

1. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定したことを確認する書面を交付する。

（個人情報の取扱い）

第4条 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

1. 甲及び乙は、応募者の個人情報（氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述または個人別に付された番号・記号その他符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を特定できるものを含む）を、厳重に管理し、一切、開示または他人に漏らしてはならない。
2. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
3. 本条は、本契約の有効期間中のみならず、本契約が解約・解除・終了した後も継続して適用されるものとする。

(直接取引の禁止)

第5条 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後においても、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

(応募者の併願)

第6条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

(苦情処理)

第7条 甲又は応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(紹介料金)

第8条 甲は、第1条第1項第1号により乙が紹介した応募者（以下、「採用者」という）と雇用契約と締結し、かつ甲において勤務を開始した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。

1. 紹介料金は、採用者が甲に入社した日から1年間の賃金の〇〇%とする。
2. 甲が乙に支払う紹介料金は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の〇〇%に消費税を加算した額とする。
3. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後3ヶ月以内に退職したときは、乙は前項に定めた紹介料金の半額を甲に返還する。
4. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。
5. 第1条第1項第2号のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

(紹介料金の報告及び、支払方法)

第9条 甲は、前条に基づき算定された紹介料金の額を集計し、すみやかに乙に報告する。

(採用決定後の損害賠償)

第10条 採用者が、入職日以後、その業務に関し、甲及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

(求人条件等の情報開示・公開)

第 11 条 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネット Web サイト等において開示・公開することを同意するものとする。

1. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

(守秘義務)

第 12 条 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

1. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
- (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
- (4) 受領者が独自に開発したもの

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 本契約において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等
- (3) その他前各号に準ずる者

1. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者もしくは、従業員等（以下「役員等」という）が反社会的勢力でないこと
- (2) 自ら又はその役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
- (3) 自ら又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等、暴力的行為詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと

2. 甲及び乙は、自らが第 1 項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。

3. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(有効期間)

第 14 条 本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 前各条に定めない事項に関しては、信義則及び関係法令に基づき、甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

(管轄裁判所)

第 16 条 本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書を 2 通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)